

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年7月26日付けで行った児童手当法（令和6年法律第47号による改正前のもの。以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人はおおむね以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

現在、未成年者及び相手方の居場所・生活など、分からず、書類上の進展及び話合いもない。現・状況に対して、未成年者の将来をまず考えた答えを出し解決したのち、本件処分を決定する事と思う。

現金の話ではなく、現段階の状況への早期解決が今は先決と考える。未成年者の未来、希望、夢すべて失われた状況はこれからの成長の妨げとなり、相手方には、「〇〇」の病名もあり、相手方にこの先の監護者として不安があるため本件処分に不服がある。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月18日	諮問
令和7年10月22日	審議（第105回第2部会）
令和7年11月17日	審議（第106回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

同条4項によれば、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつこれと生計を同じくするものとみなすとされている。

児童手当法施行規則（令和6年内閣府令第72号による改正前のもの。以下「規則」という。）7条1項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条5号によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合は、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとされている。

- (3) 「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」

(平成24年3月31日付雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「事務処理通知」という。)第二・1によれば、職権による支給事由消滅処理を行うべき事例として、以下のイからハのいずれかに該当する場合は、配偶者から暴力を訴えている者(以下「申請者」という。)の配偶者は支給要件に該当しないものと判断できるとされ、イとして「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」が挙げられている。

そして、事務処理通知第二・2によれば、事務処理の流れとして、①申請者の住所地の市町村は、当該者が、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている等、受給資格を有する旨の確認を行った上で、職権による児童手当の支給事由消滅処理を行うべき場合に該当する旨を確認できる書類を、都道府県へ送付すること、②①の連絡を受けた都道府県は、申請者の配偶者の住所地の都道府県に対して様式により通知すること、③②の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、様式によりガイドライン22条に基づき職権により当該配偶者に対する児童手当の支給事由消滅処理を行うよう通知すること、④③の通知を受けた市町村は、ガイドライン22条に基づき職権により児童手当の支給事由消滅処理を行うこと、とされている。

(4) ガイドライン及び事務処理通知は、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められるものである。

2 これを本件についてみると、処分庁は、都担当部長から、本児らは本児らの母により監護されており、請求人が本児らの監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合に該当するとして(該当年月日は令和6年5月29日)、職権による支給事由消滅の処理を行うことを求めた本件通知を収受し、同日をもって本件手当に係る支給事由を消滅させる本件処分を行ったことが認められる。

ガイドライン22条5号は、支給要件を具備しなくなったことが明らかなる場合は、職権により支給事由消滅についての処理をすることができる(1・(2))、事務処理通知第二・1・イは、申請者の配偶者が児童手当の支給要件に該当しないと判断できる場合として、現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合を挙げているところ(同・(3))、本件通知は、本児らの母の住所地の市町村において、本児らの母が本児らを監護し、かつ、生計を同じく

している等の受給資格を有する旨の確認が行われ、都道府県において、児童手当の支給事由消滅処理を職権により行うべき場合に該当する旨の確認がされた上で、行われたものと判断できること（同）からすれば、処分庁が本件通知により、請求人が児童手当の支給要件を具備しなくなったことが明らかであるとして、ガイドライン22条5号に基づき、職権により本件手当の支給事由を消滅させたことに不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等に基づいてなされたものであるものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法又は不当である旨主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己